

岡崎市監査委員公告第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和5年4月28日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	中根武彦
同	井町圭孝

措置の通知書 (福祉部 障がい福祉課)

令和4年3月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第16号関係分

令和4年11月28日まで

監査結果	措置状況
<p>心身障がい者福祉扶助料返還金収入の債権管理において、次のとおり不備な点が見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 債権管理簿について、債権管理規則第6条に規定された記載すべき事項を記載していないものがあった。</p> <p>(2) 分割納付されているものについて、書面にて分納誓約書を徴収していなかった。</p>	<p>(1) 令和4年7月の予備監査後、債権管理簿の記載について不足事項を追記しました。併せて、債権管理の事務処理の見直しを行いました。引き続き、債権管理規則第6条に規定された記載すべき事項を記載するよう適切な処理に努めます。</p> <p>(2) 分割納付されているものにおいて、令和4年7月の予備監査後、書面にて分納誓約書を徴収するよう事務の見直しを行いました。引き続き、適切な事務処理を行うよう努めます。</p>